

令和6年度 加古川市上下水道局
水道お客さまセンター業務委託
プロポーザル募集要領

加古川市上下水道局
お客さまサービス課
(令和6年7月)

1 趣旨

加古川市上下水道局（以下「局」という。）が窓口受付、検針、料金収納、給水装置関連業務及び排水設備関連業務を目的に設置する水道お客さまセンターについて、お客さまサービスの向上及び事業経営の効率化を図るために、現在、民間事業者に委託しているが、令和7年3月末をもって委託契約が満了となることから、令和7年4月以降の受注者を選定する必要がある。

加古川市上下水道局水道お客さまセンター業務委託の実施にあたっては、業務目的やその性質から、価格のみではなく事業者（配置する技術者を含む。）の業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。）を選定するものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 : 加古川市上下水道局水道お客さまセンター業務委託
- (2) 業務の目的 : お客さまサービスの向上及び事業経営の効率化を図る。
- (3) 業務内容 : ア 料金等関連業務（メーター取替業務含む）
イ 給水装置関連業務
ウ 排水設備関連業務
※ 各詳細は「加古川市上下水道局水道お客さまセンター業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 : 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

3 施行予定額

1,490,039,100円（消費税及び地方消費税相当額（税率10%）を含む）
なお、各業務における施行予定額の内訳は下記のとおり。

- (1) 料金等関連業務 : 1,171,584,700円
※ 内、メーター取替業務 : 150,282,000円
- (2) 給水装置関連業務 : 159,227,200円
- (3) 排水設備関連業務 : 159,227,200円

4 プロポーザルの型式

本業務は公募型プロポーザルにより契約候補者等を決定するものとする。

5 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者等の選定は、加古川市上下水道局水道お客さまセンター業務委託プロポーザル選定委員会設置要領に定める選定委員会が行うものとする。

6 契約候補者等決定までの流れ

- (1) プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、指定期日までに局に参加申込みをし、局から参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。
- (2) 参加者は、指定期日までに局に企画提案書等を提出したのち、契約候補者等の選定を受けるものとする。
- (3) 局は、選定の結果、得点が上位1位となった者を「契約候補者」、上位2位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 上記(3)の期間内に局と契約候補者との協議が整わない場合は、局は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 本業務の日程については、「15 日程及び提出書類等」のとおりとする。

7 参加資格要件

参加希望者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

| | |
|----------|--|
| 入札参加資格 | <p>加古川市水道事業及び下水道事業契約規程(平成10年水道事業管理規程第5号)第2条第1項に規定する入札参加資格者名簿に登録されていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 市税を滞納していないこと。 (3) 法人税を滞納していないこと。 (4) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。 (5) 加古川市水道料金、下水道使用料及び受益者負担金を滞納していないこと。 |
| 入札参加停止措置 | <p>プロポーザル参加表明書の公募開始日から契約締結日までの期間において、加古川市上下水道局指名停止基準（平成13年水道局訓令第6号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。</p> |
| 業務実績 | <p>以下の業務のうち、滞納整理業務（給水停止業務を含む）を含む4業務以上について、令和元年4月以降に、契約時点で給水人口5万人以上の水道事業体において1年以上受注した実績があること（元請負としての実績に限る）。</p> <p>※なお、同一契約において4業務以上受託した実績のみとする。</p> <p>※業務実績には、現在履行中の業務を含むものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 滞納整理業務（給水停止業務を含む）※必須 (2) 窓口業務（電話受付を含む） (3) 検針・調定業務 (4) 収納業務（水道料金・下水道使用料） (5) 開閉栓・精算業務 (6) 検定満期メーター取替業務 |

| | |
|---------------|---|
| | (7) 給水装置関連業務 (8) 排水設備関連業務 |
| 経営の安定性 | 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。 ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。 |
| 契約の相手方としての適格性 | 加古川市上下水道局契約からの暴力団排除に関する要綱（平成24年3月30日水道事業管理者決定）に規定する暴力団等でないこと。 |
| その他 | (1) ISMS/ISO27001またはプライバシーマークを認証取得していること。 (2) その他公平な競争の妨げになる行為、事実等がないこと |

8 説明会

説明会は開催しない。

9 参加申込・資格審査

参加希望者は、「プロポーザル参加表明書」（様式2）に必要事項を記入し、代表者印を押印のうえ、関係書類を添えて次のとおりお客さまサービス課に直接提出若しくは郵送すること。

(1) 参加申込

ア 関係書類

- ・会社概要票（様式3）
- ・業務実績調書（様式4）
- ・ISMS/ISO27001またはプライバシーマークの取得を証明できる書類
- ・業務実績を証する契約書等の写し

（業務実績が確認できる仕様書等の資料を含む。なお、写しについては、給水人口が5万人以上の水道事業体における契約で、包括する受託業務数（料金等関連業務、給水装置関連業務、排水設備関連業務）が一番多いもののみとする

- ・加古川市市税確認承諾書 ※課税の有無にかかわらず提出すること
- ・加古川市水道料金、下水道使用料及び受益者負担金確認承諾書
- ・国税納税証明書「その3の3」（令和6年5月1日以降発行のもの）
- ・会社概要（パンフレットなど任意）
- ・誓約書

イ 提出期限：令和6年7月17日(水)17時必着

ウ 提出先：加古川市水道庁舎2階 お客さまサービス課
加古川市野口町良野398番地の1
(土・日曜日、祝日を除く。)

(2) 資格審査

局は、受け付けたプロポーザル参加表明書等により、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について、参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書（様式5）又は参加資格審査結果通知書（様式6）により、令和6年7月26日（金）までに参加表明者に電子メール及び文書で通知をするものとする。

参加資格審査結果通知書を受領した者は、この決定について、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜日、祝日を除く。）に、書面をもってお客さまサービス課に説明を求めることができるものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加希望者又は参加者が参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退書（様式13）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、企画提案書提出締切日までにお客さまサービス課に提出するものとする。

10 質疑・回答

質疑・回答については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、「質問書」（様式14）に質問事項を記載のうえ、令和6年8月9日（金）までに、電子メールによりお客さまサービス課宛に送信すること。メールの件名は「加古川市上下水道局水道お客さまセンター業務委託に係るプロポーザルの問い合わせについて（会社名）」とすること。
- (2) 質疑に対する回答は、「質問回答書」（様式15）により、参加者全員に電子メールで、令和6年8月16日（金）までに回答する。

11 企画提案について

(1) 企画提案書等の作成

参加者は、仕様書及び（別紙4）「加古川市上下水道局水道お客さまセンター業務委託企画提案書作成要領」に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は1者につき1件とし、以下の書類を提出することとする。なお、企画提案書等に記載された内容については、見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

ア 企画提案書の提出について

「企画提案書等提出届」（様式7）に必要事項を記入し、代表者印を押印すること。

イ 企画提案書

別紙「加古川市上下水道局水道お客さまセンター業務委託企画提案書作成要領」を参照のうえ、同要領に規定する項目順に作成すること。

書式は任意とするが、用紙はA4とし、頁数は表紙・目次を除いて300ページ以内とする。

ウ 見積書及び見積内訳書

- ① 履行期間内（令和7年4月1日から令和12年3月31日の5年間）に本業務内容を実施するための費用の見積りを施行予定額の範囲内で作成する。
- ② 見積書及び見積内訳書の様式は任意とする。ただし、見積内訳書において、検定満期メーター取替業務については必要な費用を別途明記すること。
- ③ 見積書には、代表者職氏名を記載し、押印のこと。
- ④ 見積書の金額は、消費税及び地方消費税相当額（税率10%）を含む金額とすること。

エ その他必要書類（「15 日程及び提出書類等」を参照のこと）

(2) 提出部数

正本1部、副本9部

(3) 提出の期限、方法及び場所

ア 提出期限：令和6年9月6日（金）17時必着

イ 提出方法：直接お客さまサービス課窓口へ持参（土・日曜日、祝日を除く。）、または書留郵便とする（電子メールでの提出は不可）。

ウ 提出場所：加古川市水道庁舎2階 お客さまサービス課
加古川市野口町良野398番地の1

※1 提出期限を過ぎた企画提案書等は受け付けない。

※2 郵送による提出の場合、提出期限までにお客さまサービス課に到着しなかったものは受け付けない。

(4) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、局が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

12 プレゼンテーションの実施

企画提案書等の内容について次のとおりプレゼンテーションを実施し、評価を行う。

※ 詳細は、参加者に別途連絡する。

(1) 日程：令和6年10月4日（金）（予定）

(2) 場所：加古川市水道庁舎4階 441会議室
加古川市野口町良野398番地の1

(3) 時間：準備5分、説明20分、質疑15分を予定

ア プレゼンテーションは、局に提出した企画提案書等を使用して説明することとし、資料の差替え・追加は認めない（スクリーン等に投影して説明する場合を含む）。ただし、誤字脱字等がある場合に限り、プレゼンテーション時に説明をすることは差し支えない。

イ プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、スクリーン及びプロジェクター（HDMI接続のみ）は局が用意する。

ウ 参加者の出席者は4名以内とする。

エ 局は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。

13 契約候補者等の選定

契約候補者等の選定については、別紙採点基準表により、契約候補者及び次点者を決定する。なお、合計点が同じ場合は、選定委員の多数決で決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。

(1) 選定結果の通知

ア 契約候補者への通知

「プロポーザル選定委員会結果について（通知）」（様式18）により通知する。

イ 次点者への通知

「プロポーザル選定委員会結果について（通知）」（様式19）により通知する。

ウ 上記ア及びイ以外の者への通知

「プロポーザル選定委員会結果について（通知）」（様式20）により通知する。

(2) 上記(1)の通知は、審査終了後、7日以内に通知する。

(3) 契約候補者に選定された者以外の者は、その理由について、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもってお客さまサービス課に説明を求めることができるものとする。

14 契約締結に向けての協議

(1) 仕様等の確定について

局は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものでない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。次点者においても同様とする。

(2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(3) 契約書について

契約書は、局が用意したものを使用する。

(4) 契約保証金について

契約締結時は、契約金額の10分の1に相当する保証金を納付すること。ただし、契約の相手方が保険会社との間に局を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき等は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

また、契約保証金の納付は、金融機関が振り出し又は支払保証した小切手等の提供をもって、これに代えることができる。

15 日程及び提出書類等

| 事務等の名称 | 日程・締切 | 提出書類等 | |
|-------------|---------------------------|-------------------------|-----------------------|
| 参加申込 | 令和6年7月17日(水) 17時まで(必着) | 様式2～4、必要書類 | 参加希望者⇒局 |
| 参加資格審査結果の通知 | 令和6年7月26日(金) までに発送 | 様式5～6 | 局⇒参加希望者 |
| 質問締切 | 令和6年8月9日(金) 17時まで | 様式14 | 参加者⇒局 |
| 質問に対する回答 | 令和6年8月16日(金) | 様式15 メールで回答 | 局⇒参加者 |
| 企画提案書等提出 | 令和6年9月6日(金) 17時まで(必着) | 様式7～10 企画提案書 見積書等 | 正本1部 副本9部 参加者⇒局 |
| プレゼンテーション | 令和6年10月4日(金) (予定) | — | |
| 選定結果の通知 | 令和6年10月9日(水) までに発送 | 様式18～様式20 | 局⇒参加者 |
| 契約候補者との協議 | 令和6年10月25日(金) まで | — | — |
| 次点者との協議 | 令和6年11月1日(金) まで(※) | — | — |
| 契約締結日 | 令和6年11月(予定) | (契約書) | — |
| 業務引継ぎ | 契約締結後～ 令和7年3月 | | |
| 業務の履行開始 | 令和7年4月1日(火) | — | — |

※ 契約候補者との協議が整った場合は、局は速やかに次点者にその旨及び次点者との協議を行わないことを通知する。

16 情報公開

選定の過程や評価結果については、加古川市情報公開条例に基づき対応する。

17 その他

(1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提出書類の提出期限を過ぎた場合

イ 募集要領、企画提案書作成要領に定める事項に違反した場合

ウ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合

エ 募集要領に定める方法以外で局職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合

オ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと局が判断した場合

- (2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (3) プロポーザルの過程で得た情報等は局に帰属し、局は調査手段等を含め公開・配付できるものとし（個人情報及び企画提案書の内容を除く）、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。
- (4) 契約候補者となった場合、業務実績として局の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については局の許可なく開示できないこととする。
- (5) 提出された企画提案書等は返却せず局の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (6) 業務の履行開始前の事務引継等の準備期間に必要な費用は、すべて参加者の負担とする。
- (7) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、局が適宜判断するものとする。

18 問い合わせ先

加古川市上下水道局 お客さまサービス課 担当：田中・大西

電 話：079-427-9286

F A X：079-421-6025

E-mail：service@city.kakogawa.lg.jp

以上